

犯罪被害者等基本法の概要

1 目的

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
⇒犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進
- もって犯罪被害者等の権利利益を保護

2 対象(犯罪被害者等)

- 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

3 基本理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重、ふさわしい処遇を保障される権利
- 被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策
- 再び平穏な生活を営めるまでの間の途切れない支援

4 国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等

5 犯罪被害者等基本計画

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 犯罪被害者等施策推進会議が作成した案により閣議決定

6 年次報告

7 基本的施策

- 相談及び情報の提供等(第11条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- 保健医療サービス・福祉サービスの提供(第14条)
- 犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保(第15条)
- 居住・雇用の安定(第16～17条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)等

8 犯罪被害者等施策推進会議

- 内閣府に設置
- 犯罪被害者等基本計画の案の作成、その他犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議、実施の推進、検証・評価・監視
- 会長(内閣官房長官)及び委員10人以内(総理指定の国务大臣、総理任命の有識者)

9 施行日

平成17年4月1日施行